

令和5年度 第1回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会 概要

日 時 令和5年(2023年)7月25日(火)午前10時から午前11時35分まで

場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

出席者 浦田委員長、押田副委員長、香西委員、飯田委員、江口委員

事務局 古賀都市景観部長、野中都市景観部次長、秋山課長、池田課長補佐、小松田係長、名倉係長、清田職員

委員紹介及び委員委嘱を行った後、都市景観部長の挨拶、職員紹介を行いました。

その後、全ての委員が出席していることから、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会委員会規則第6条第2項を満たしており、本委員会が成立している旨報告し、議事に入りました。

事 務 局 次第1 委員長及び副委員長の選出について、に移らせていただきます。委員長は本規則第4条に基づき、委員の互選によるものとなっておりますので、委員長が選出されるまでは都市景観部長が進行を務めます。

都市景観部長 委員長の選出まで私の方で進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。委員長は、互選によるものとなっておりますが、いかがでしょうか。いらっしゃらないようですので、事務局から案がありましたらお願いします。

事 務 局 行政経験もあり、公園関係の指定管理者制度に造詣の深い浦田委員にお願いできればと思います。

都市景観部長 浦田委員に委員長にという事務局からの提案ございましたけども、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

都市景観部長 ありがとうございます。それでは浦田委員に委員長をお願いしたいと思います。浦田委員長に一言お願いできればと思います。

委 員 長 ～御挨拶～

都市景観部長 それでは、以降は浦田委員長に進行をお願いしたいと思います。

委員 長 副委員長も決めることになっておりまして、互選ということになっておりますが、推薦や、ご意見ありますでしょうか。

委員 色々とまちづくりに関わっていらっしゃる押田委員を推薦したいですが、いかがでしょうか。

委員 長 押田委員いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 長 よろしくお願ひします。それでは資料の確認について、事務局からお願ひします。

事務局 ～資料の説明～

委員 長 それでは、次第2に移ります。審査の進め方について、まず会議の公開について、事務局からご説明お願ひします。

事務局 鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第7条により、委員会は公開を原則としていますが、第1回選定委員会については、募集要項案に係る審議を行うことから、非公開と考えております。また、当委員会の議事録については、鎌倉市情報公開条例に基づき公開することと考えております。なお、第1回選定委員会の議事録の公開時期については、公募終了以降に公開することと考えております。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

委員 長 会議の公開についてですが、事務局から説明があったように、この第1回選定委員会については、この会議自体は非公開ということにさせていただきたいということでした。会議を公開するという規則になっていますので、議事録については、後ほど作成していただいて、委員の皆さんも見てくださいという前提ですが、それは公開していくという形でいきたいということでしたけど、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員 長 次回以降の委員会について、指定管理者の公募の提案を応募者からヒアリングし、選定委員から質問するという内容になるか思います。それを公開非公開、どのように取り扱うかについて、ご意見ありますか。前回の委員会は、ヒアリングは非公開にし、議事録は後ほど公開するということとしています。企業のノウハ

ウが入っていることから、非公開にしたかどうかという議論があり、非公開にしています。ヒアリングをしているところをオープンにすることもあります。前回非公開にしていることもあり、前回と同じように非公開にしようかと思いますが、何かご意見ありますか。

委員 異議なし

委員長 それでは、次回の委員会としては、議事録は公開し、ヒアリング自体は非公開にすることにします。

続いて、募集要項と資料の確認について事務局から説明をお願いします。

事務局 ～資料の確認後、募集要項について説明～

委員長 何か募集要項についてご意見ご質問ございますか。15 ページに配点表がありますが、こここのところはこの後の議題になるので、それ以外のところでご意見ご質問があればお願いします。3 グループで募集するということになるわけで、今の説明は笛田公園で説明ありましたが、どう違うかっていうところでは、若干の説明をしてもらいました。議論としては、この3つ合わせて何か気になるところがございましたらお願いします。

委員 笛田公園の募集要項で、鎌倉スクールコラボファンド寄附型自動販売機を導入するという箇所ですが、環境の配慮のところに来ると、かまくらゼロウェイストや、プラごみゼロ宣言など、こういったものに環境の配慮をしてくださいという書き方をされています。コラボファンドの自販機と、こちらの自販機との関係で、ゼロウェイストできないようなものというのは、どうなりますか。

事務局 スクールコラボファンドと、ゼロウェイスト、どちらを優先するかはないということです。

委員 基本的には市の方針として作るから、ファンドの方を導入するというので、逆にゼロウェイストとか、それに該当してない自販機であっても、そこはやむを得ないのか。

事務局 そう考えております。

委員長 鎌倉スクールコラボバンド寄付型飲料時自動販売機とはどういう仕組みになっ

ていますか。

事務局 飲料を買ったと、スクールコラボファンドに売り上げの一部が、鎌倉市の教育施策の方にファンドに寄附されるものです

委員長 自動的に教育の方に寄付金が納められるという仕組みになっている。ここではそれをもうはっきり導入してくださいという情報をうたって、それを導入してもらうということですね。他には何かありますか。

委員 リスク分担のところのところちょっと確認ですが、利用変動は、今回の応募にある程度の利用者の目標を出させるものですか。要するに、目標の基準がないと、これが下がったのか、何をリスクにするかっていうのが、ここだとはっきりしない。ある程度提案書の中で、例えば年間何十何万人という目標があって、それを下回ったからどうなのかという判断したり、当初の見込みとの乖離によるってことなので、当初の見込みを事業計画で出させるのか、提案の中で出させるのか。そうしないとリスク分担の判断が難しいのかなと思いますがいかがですか。

事務局 公園の利用になりますので、公園そのものの利用が少なくなるってことは考えづらいです。駐車場料金に対しては見込みの金額が出ており、例えば鎌倉海浜公園坂ノ下地区の駐車場は、海浜公園のプールの一部閉鎖があり利用者が減ったため、収入に影響がありましたので、そこでリスク分担っていう適用したことが過去にあります。公園全体の利用者というよりは、駐車場の利用者などの収支計画により対応しているところです。

委員 他の施設は意外と利用料金はあまりないですけど、笛田公園はテニスコートと野球場の利用による収入が大きいわけですが。今回は駐車場を新たな施設として加えるということですが、そのような中で屋外施設は、意外と雨天によって指定管理者が中止にすることがある。使わせないっていうことになるとその分利用者も減る。利用料金も入ってこない。それを使わせなければ使わせないほど、要は利用料金が入ってこないわけですけど、かといってそのグラウンドは守らなきゃいけないっていう、指定管理者としてのせめぎあいの非常に難しいところがあります。その部分でどこまでリスクとして見てあげるのかなってところが、指定管理者として応募する中でも非常に悩ましいのかと思って聞きました。その意味で、リスク分担を、全部指定管理者にとするのか、それともある程度その部分は市もある程度考慮していくのかによって提案の仕方も変わってくるのかと思っています。

事務局 これまでの事例として、テニスコートの掘り起こしとか、そういったもので一定期間閉鎖するなどは、指定管理期間内に十分想定されますし、これまでもリスク分担の中で対応しているという経過がございます。

委員 笛田公園は今回の駐車場料金で多分機械式を取られると思いますが、鎌倉山が桜の時期になると、今は無料なため普通にそこに止めていかれて桜を見に行かれることが見受けられる。そうすると今度、利用者の人が止められない状況となる。今回、機械化をするにあたって、どういう形でその辺の管理をしていくかによって、市役所の駐車場のようフリーにしてしまうと、ただお金だけ払えばいくらでも使えるってことになる。その時期に埋まってしまって本来の使い方ができないというようなことがあったりするので、ある程度指定管理者もそこを考慮して、そういう慣行に使われないような仕組みにするのか、それとも何でもフリーにしてしまって、何でもいいですよって形でいくのか。その辺をはっきりしておかないと、おそらく季節ごとで、使えなくなってしまうことがある。本来の利用者が使えなくなってしまうってこと。その辺りを、ある程度提案の中で、そういったこともが現実的にあるよということ、応募される方も、そこは承知をしておいていただいた方がいいのかな。その上での提案という形、しかも機械式でもいろいろやり方はあるかと。

事務局 基本的には公園利用者のための駐車場ということなので、鎌倉山の桜を見に行かれる方が使われるのは想定しないですが、有料駐車場を導入するに当たっては、指定管理者で提案してもらい、市の承認が必要になってくるものとなります。提案の中で決まった後にやることとなりますので、その辺りを仕様書に記載させていただくかというのは議論していただければと思いますけども、基本的には笛田公園の駐車場は公園利用者のためのものと、お考えいただければいいと思います。

委員 今の答えでそこは反映していただければと思います。

委員長 今は無料で、公園以外の利用で駐車している人がいて、公園の利用者がちょっと不便という状態だが、有料化すれば少しは料金抵抗によって、公園の利用者用の駐車場に近づく。それでもお金払って止める人はいるかもしれないけれども、それをある程度排除できるように運営できるかどうかというところだと思います。その辺りはヒアリングでお聞きすることかもしれませんが、今回駐車場を有料にするというのは、公園利用以外の駐車場利用者があまりにも多いため、そのような利用者を排除するという意図があるのですか。

事務局 市内の公共施設について、有料化を市として進めており、公園以外の利用者を排除するための目的ではありません。

委員長 分かりました。他に何かご意見ご質問ありますか。

委員 応募条件等のところに、今回から追加された、インボイス制度に関するのですが、発行事業者として登録を受けた法人又団体ってことですが、これはいつ時点で登録されていけばいいものですか。10月1日から実際始まる制度にはなりますので、8月の応募段階には制度が始まってないので、そういう意味だと番号を取って申請した人なのか、これから取る予定なのかとか。もしくは、指定管理期間が令和6年4月1日からなので、4月1日からインボイスの事業者として受けようとしている人なのか、っていうところが、多分応募される方からしたら疑問に思うところなのかなと思います。

事務局 この記載の意味自体は応募時点ということになります。

委員長 応募の時点ということですか。応募書類を出した時点で登録していないといけないということか、整理をしたほうがいいと思います。

委員 例えばインボイスの番号が応募するときに確認できないといけないっていう形でしょうか。10月から始まる制度ですけども、例えば今から申請しても、実際に番号が発行されるには1ヶ月、2ヶ月かかってしまうので、これを見て急いでやらないと、となったときには、もしかしたら間に合わないっていう可能性もあるかと思います。少し救済措置というかあった方がいいと思います。

事務局 はい。書き方を少し検討して、応募できるよう記載を考えたいと思います。

委員長 他にありますか。

委員 駐車料金のことで、実際笛田公園は、野球やテニスの利用者はずっと止めていると思いますが、野球で子供の送迎にちょっとだけっていう方も結構多いです。どこかで15分まで無料にするとか見ましたが、そうするとそこまで利用料金が入らないのかなというのもあるし、そういうことで規制するか、テニスなどで頻繁に使う人は登録しておく、回数券が出て安くとか、いろいろな案が、今度応募する方が決めていくのですよね。笛田公園の駐車場は坂で出たり入ったりが危な

い。そういうことで結構作るのにお金かかるかな、それを回収するようにどうなのかなっていうことも、ちょっと今、わからないところです。次も同じ指定管理者なのか別の管理者なのかわかりませんが、有料にすると言うのであれば、および越しのとも出てくるかなと思います。今のままで、無料にするっていうことも考えられますか。有料はもう絶対ですか。

委員 長 市としては、来年の4月1日から有料ということですよ。

事務局 そうです。条例の施行日が4月1日になっております。実際、設備の導入等もありますので、指定管理者が、新たな指定管理期間が始まってから検討していただくようになると思います。

委員 過去3年の利用料金および自動販売機収入っていうのがありますが、全てコロナ禍以降のもので、平常時とはいえないなっていうのが一点。これまでの指定管理者が応募されるのであればいいのですが、そうでない方が応募する際、どれぐらいのキャパがあるものかというのを、この1年前の、かつて平常時って呼んでいたときの情報があつた方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。コロナ禍の状態自体が記載されているように、コロナ対策により休場となったためっていうのを、書いてあるので、かつてこれぐらいという情報を目安として記載してもいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 対応は可能ですので検討します。

委員 1年分足すだけでだいぶ違うと思いますので、検討ください。

委員 長 令和2年度あたりは、野球場やテニスコート閉めたのですよね。

事務局 はい。閉めていた時期もあります。

委員 フルに活用していたときの情報があるといいと思います。多分その中に衛生管理等も含まれてくるので、何か両方の情報があつた方が、管理者の方にはスムーズに伝わるのかなと思いました。よろしくお願いたします。

委員 全体的な話ですが、一つは便益施設と言われるトイレの管理についての記述、事務所の中にあるトイレはいいですが、屋外にある、例えば源氏山公園など、屋外にあるトイレの管理についての基準などの記載は、仕様書の中にはないですが、

何か別の業務基準にあるのですか。

事務局 はい、水準書にトイレの管理を記載しております。

委員 仕様書にはあったりなかったりしているので、できればどちらかに統一し、便益施設については基準書にあるとか、仕様書の方は割愛するなど、その辺りを整理していただいた方がいいかなと思います。また、散在ガ池森林公園、夫婦池公園には池があります。池があると、様々な水生生物はいると思いますが、水生生物については特に指定管理者は管理しないですか。

事務局 水生生物については特に管理しておりません

委員 鯉もいれば、亀もいると思う。指定管理者としては特に管理しないということですね。

事務局 そうです。植物管理だけを行っています。

委員 これらの公園の池にはかなりいろんな生物がいるのですが、水生生物は誰が管理しているのかと思って。してないということなのですね。

都市景観部長 鯉はすごい歴史があるようでして、亀とか捨てる人もいるようです。外来種とかも勝手に。それを取りに来る人もいます。

委員 公園に釣り禁止と書かれてあるのは、そういうことなのですね。あと、園路の管理について記載があるものもないものがあると思います。園路の管理は非常に大変で、当然ながら園路の下に樹木は覆いかぶさってられない。枝折れすると、下に落ちて怪我をする。以前、倒木で怪我をして亡くなり、訴訟問題になったとかもあり、園路管理というのは、源氏山公園ですとハイキングコースなどあり、そういったところの管理というのは、通常の植栽管理ですので、そういったリスク分担のところと関係しますが、責任の所在っていうのがどっちかっていうことがあると思います。園路管理というものは、水準書の中にありますか。仕様書の中にはあるところとないところが見受けられますがどのように考えていますか。

事務局 基本的には水準書に日常管理として載せているところで、例えば園路沿いの木を、指定管理者が管理するのか、市で管理するのかということは、今までもやっております。園路の安全上という観点で見回ってもらい、指定管理者に管理して



もらっている。園路に沿った樹木の管理は基本的な樹木管理で、水準書でいう園路管理はその表面を主として記載しています。

委員 公園に来る方が沿道を歩いて事故が起きないことは重要なので、そこを管理していただくかっていうのは考えてもいいのかなと思います。その辺り記述があるところないところがあり、分からなかったです。

委員長 日常的な点検で、樹木の落枝がありそうかどうかというのは日常点検で見て、危なそうなものは立ち入り禁止にするか、枝落とすかななどの対応をしないと、本当に危ないので、指定管理者が管理するときには一番大事なポイントで、指定管理者のヒアリングをする時には、割りと聞くことが多いです。仕様書を見るとあまり点検の話を書いてないな、という感じはします。

委員 危機管理的に考えて、結構重要な部分じゃないかなと思っています。

次に、笛田公園と広町緑地を除く都市公園の中で鎌倉海浜公園稲村ヶ崎地区は史跡ですが、史跡の部分の記述というのがない。関係法令の遵守の箇所、文化財保護法がないので、本来史跡の中で何か入れるとなると、文化財保護法の現状変更許可申請が必要なので、こちらの法令の中にも文化財保護法を入れるべきかと思います。また、源氏山も化粧坂にも接しているので、法令を入れたほうがよいかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 記載するよう調整します。

委員 化粧坂の管理計画に、配慮と書いてある。配慮じゃなくて遵守ではないか。管理計画を守らなきゃいけないってこと。配慮するのではなく、遵守してくださいとすべきかと思います。

事務局 そのように記載をしたいと思います。

委員長 書類の提出期日について、募集要項の配布が8月14日から始まって、最終的には提出期限が9月8日となっておりますが、期限の決まりはないですか。書類の提出まで1ヶ月ない状態になってはいますが、指定管理者を応募するとき、大体1ヶ月ぐらい取りなさいとか、普通あると思います。8月14日から始まって、9月8日までに必ず出さなくちゃいけないということになります。1ヶ月ないということで、本当に大丈夫なのかという気もするので確認した方がいいと思います。それぞれの所管課に任せられているのか、1ヶ月以上は必ず取りなさいとなっている

るのか。締め切りを9月8日にしないとスケジュールが合わないわけじゃないと思いますが、いかがですか。

事務局 ある程度厳しめのスケジュールで作っておりますので、その辺りは確認し、余裕を持ったスケジュールにするよう検討します。

委員長 締め切りを9月8日にしないと、後のスケジュールが立ち行かないのであればともかく、以前と比べてスケジュールが早く、結構余裕がありそうな感じがします。申請者にあんまりタイトなスケジュールを背負わせない方がいいのではないかなと思います。募集要項関係は他によろしいですか。いくつか出た意見で修正する必要があるところは修正してください。

次に採点表について説明をお願いします。

事務局 ～採点表について説明～

委員長 採点表について、説明ありました。笛田公園、鎌倉広町緑地、それからその2つの公園以外を順番に審査したいと思います。笛田公園についてのご質問やご意見ありますでしょうか。配点とその項目自体は、基本的に全て同じような形になってはいますけども。お気づきの点ありますでしょうか。

委員長 全てに言えることなのですが、健全な経営状態、財務体質、信頼性の箇所についても含めて、全員100点ということだと思いますが、ここに関しては、あまり自信がないので、ここに関しては税理士の方に一任させていただくなど、何かある程度荷重が、委員の属性によってあってもよいのではないかなと思いますが、その辺りのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

事務局 健全な経営状態、財務体質、安定した経営とか有していることの項目につきましては、後でご説明しようかと思っておりました。手法として、税理士の委員の点数自体を参考にし、皆さんが採点されるか、又はコメントをいただき、それを基に採点していただくかを考えております。点数は香西委員から言われるか、又は申し上げずに、どういった内容かということをおっしゃっていただき、それを基に付けていただくか、どちらにするかっていうことを相談しようと思っております。

委員長 これが一律ですと、少し荷重が怖いなと思ひまして。

委員 長 やり方はいろいろあります。企業財務の専門の先生の点数をそのまま皆さん固定してしまうというやり方をすると、一応こうですよといったような説明をしていただいて、それを参考に大体何点ぐらいがいいんじゃないですかね、みたいな話をし、あとは自分でそれぞれその通りにするか、下げるか上げるかは、皆さんに任せるといったやり方をとっているところと両方あると思いますので。

委員 私も今お話しいただいた前者の方が割と多かったです。

委員 長 香西委員に説明いただいて、大体その通りにするか若干変えるかは、それぞれの委員に任せるといった感じでよいかなと思います。

委員 やり方としては、例えば私が何点付けるということは言わないで、皆さんでつけていい点か、それか説明した上で私はこれぐらいですねっていう話をしてご検討いただくかということですね。

委員 長 それと同じにするか、ちょっと若干変えるかはおまかせするというやり方かなと思います。

委員 そうですね。何もなしだと少し困ると思います。あともう1点、これも3箇所とも関わりますが、一番下の項目、環境保護への取り組みって書かれているところですが、取り組んでいる審査の視点の性格を考えると、環境保全という書き方にした方が、前向きに捉えられるのではないかなと思います。文言の話ですが、検討いただけるとありがたいです。工夫とか改善とかを促しているわけですので、保護っていうような、停滞とか維持というよりは、保全の方が前向きでいいかなと思います。

事務局 検討いたします。

委員 選定方法のところ、応募団体が1団体であっても委員会を開催し、指定管理交渉をすることになっていますが最低ライン、最低点というのは、その1者であっても設けるのですか。

事務局 1者の場合、6割の点数を基準にしようかと考えております。

委員 60点、1人60点。つまり合計300点以上ないと駄目ということですか。

事務局 はい。

委員長 極端なことを言うと、誰かが60点下回っていても、全体で6割あればいいという線の引き方をするということですね。

事務局 事務局としては、そう考えております。

委員長 広町の配点表は、前回の選定委員会で直していますよね。管理運営の基本方針を、5点増やして、一番下の項目は、他は10点だけど広町は5点にしている。そこから5点分をまわしたというのを、前回やっているようです。今回はそのまま、同じものを提案していくという、そういうことですね。

事務局 はい、その通りです。

委員長 特によろしいですか。この配点表はそんなところで。若干直すところを指摘されましたので検討してください。次に「採点方法について」に移ります。

事務局 ～採点方法について説明～

委員長 採点の方法について説明ありました。先ほど押田副委員長が質問した財務の箇所は、香西先生にコメントしていただいて、こんな感じかという当たりをつけていただいて、それを参考に付けるってような流れでいきたいと思います。採点方法についてご意見、よろしいでしょうか。

それでは、指定管理者選定に係る今後のスケジュールについてということで、説明をお願いします。

事務局 ～指定管理者選定に係る今後のスケジュールについて 説明～

委員長 今説明がありました現地調査について、前回5年前の選定委員会は第1回の委員会を今回同様の形でやり、第2回選定委員会は現地調査、第3回選定委員会をヒアリングとしています。

第2回は現地を見て、第3回目はヒアリングということとしたいと思いますがよろしいですか。

委員 はい。

委員 長 それでは、そうします。今回の委員会の議事はこれで全部終わりましたので、進行を事務局にお返しします

事務局 第2回は現地確認をさせていただくということで、第3回の選定委員会の資料につきましては、公募締め切り後に、応募者の書類を取りまとめ、ヒアリングに必要な資料を9月末までに郵送いたしますのでよろしくお願いいたします。閉会にあたり、都市景観部長より一言お礼をさせていただきます。

都市景観部長 ～御礼～

事務局 それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。